

福島県弁護士会

高齢者 ・ 障害者

無料電話法律相談

法律相談を希望される方の中には、高齢・障害などのために相談場所に赴くことが困難な方々がおられます。そのような方々の権利擁護のため、福島県弁護士会では「高齢者・障害者無料電話法律相談」を行っております。ぜひご利用・ご案内下さい。



高齢者・障害者に関わる法律相談一般が対象

- ・ ご高齢・障害をお持ちの方からのご相談
- ・ 支援をされている方からのご相談
- ・ 消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、虐待被害など、分野は問いません



電話でお申込み・電話でのご相談

①受付窓口に電話で申込み（月～金 9:30～16:30）

コーレーシャ

024-533-5048

②担当弁護士からの折返し電話で電話相談

（お申込みから原則48時間以内に折返します）



相談料金：無料

（同一内容のご相談は1回限り30分程度・同じ方によるご相談は年度内3回まで）

お問い合わせ

福島県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護支援センター

〒960-8115 福島県福島市山下町4番24号
TEL/024-534-2334 FAX/024-536-7613

おばあちゃんの息子さんが
「おばあちゃんを兄貴には会わせる
な。」と言っているんだけど・・・

福祉関係機関で
働いている皆様へ

おじいちゃんの娘さんが、「おじい
ちゃんの通帳を預かっている東京のお
兄さんが、最近、高級車を買ったみた
い。」と不安そうだったなあ。

おじいちゃんが「遺言を書きたい。」と
言っているんだけど、最近認知症気味で
不安だわ・・・

仕事上、高齢者などに
関するお悩みをお持ちの
あなた

福島県弁護士会へご連絡を！
相談担当弁護士を推薦します。

電話 024-534-2334 平日9:00~17:00

・福島県弁護士会では、福祉関係機関等から、高齢者などの要支援者の権利保護のため、法律相談担当弁護士の推薦依頼があった場合、法律相談を担当する弁護士を推薦します。

・法律相談は、法律相談を担当する弁護士事務所で行うのが原則ですが、要支援者の健康状態などから、福祉施設等での出張相談が可能な場合もあります。

・法律相談の相談者は、あくまで要支援者ですが、福祉関係機関等の担当者の方にも同席していただくこととなっています。担当者の方には、ご相談時の内容説明の際にサポートをお願いする場合があります。

・要支援者の法律相談は、30分あたり5000円(消費税別)ですが、初回の相談は無料です。また、法テラスを利用できる場合は、2回目、3回目の法律相談も無料となることがあります。

*福島県弁護士会では、高齢者・障害者無料電話法律相談も実施しております。
無料電話法律相談は、十分な判断能力を有する方が相談することを前提としております。
無料電話法律相談をご利用の方は、電話024-533-5048(平日9:30~16:30)まで